

～ご来院の患者様～

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医療品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和6年10月から医療上の必要性のないにもかかわらず、患者様が長期収載品を選択した場合には、後発品との差額4分の1を患者様が負担する仕組み（選定療養）が導入されます。

一般名処方について、ご不明な点ありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が供給しやすくなります。

令和7年4月1日

花泉地域診療センター長